平成２５年（フ）第３０号
千葉県木更津市畑沢２丁目13番27号　ソシャールハイツＡ―205
破産者　吉田　勇人
1　決定年月日　平成25年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第９号
神奈川県平塚市ふじみ野２丁目７番７号
破産者　伊藤　幸子
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１０号
神奈川県平塚市ふじみ野２丁目７番７号
破産者　伊藤　忠雄
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２６１０号
札幌市手稲区星置２条８丁目１番２号ルミエールカーサシオンＢ―101号、開始決定時の住所北海道小樽市桂岡町４番27号
破産者　造田　仁志
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０９号
札幌市中央区北２条西26丁目２番21―410号
破産者　森谷　恭子（旧姓池田）
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４８号
札幌市清田区北野２条３丁目14番15号　ノースハイツ102号、開始決定時の住所札幌市豊平区月寒東４条10丁目８番４―810号
破産者　森田　和美
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０３号
仙台市宮城野区原町３丁目８番13号　伊藤アパート１
破産者　伊藤　國雄
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
秋田県潟上市昭和大久保字槐川端41番地
破産者　畠山ユキ子
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７号
秋田市土崎港中央２丁目７番４号
破産者　菊地　和平
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５号
秋田県鹿角市十和田岡田字琴平岱62番地10
破産者　伊藤　京子
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第３号
千葉県旭市ニの2576番地１　ハイムジュネス203号室、申立時の住所千葉県旭市東足洗925番地７　スターハイツ若菜202号
破産者　髙石　明子
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１７７号
川崎市多摩区宿河原２丁目13番３号　グラウビュンデン302
破産者　飯田　洋介
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１号
岐阜県可児市桜ケ丘２丁目87番地
破産者　稲葉　豊子
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２２４８号
名古屋市港区当知４丁目1301番地　コーポみちる203号
破産者　中野　善夫
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２５号
名古屋市守山区西川原町315番地　新守山住宅417号
破産者　奥本　三奈
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９７号
愛知県津島市唐臼町大門79―１　第２宇佐美ビル北の２、開始決定時の住所名古屋市中川区大当郎３丁目1707番地　ミキハイツＢ棟102号
破産者　幸和建設こと　小谷　良作
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１４号
愛知県日進市香久山４丁目201番地１　２棟201
破産者　大﨑　忠士
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６号
京都府福知山市昭和新町150番地　ライフステージ広瀬105号
破産者　松本　幸三
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係